

平成 28 年

第 12 回

月形町農業委員会総会

議事録

平成 28 年 12 月 27 日

月形町農業委員会

招 集 年 月 日	平成28年12月20日					
招 集 の 場 所	樺 戸 郡 月 形 町 役 場 委 員 会 室					
開 閉 日 時	開会	平成28年12月27日	午後3時30分	議 長	多 田 正 光	
	閉会	平成28年12月27日	午後4時13分	議 長	多 田 正 光	
応（不応）招集委及び 出席並びに欠席委員 出席 10名 欠席 1名 ○ …… 出席 × …… 欠席 公 …… 公務欠席	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
	1	直 浩 亨	○	7	鹿 嶋 春 雄	○
	2	中 嶋 雅 義	×	8	青 柳 弘 美	○
	3	黒 宮 勝 美	○	9	西 川 優	○
	4	小 野 栄 治	○	10	渡 辺 祥 紀	○
	5	福 井 誠	○	11	多 田 正 光	○
6	大 江 健 一	○				
出席した職員	事務局長	梅 澤 政 仁	主任主事	佐 藤 直 樹		
議 事 日 程	別紙議事日程のとおり					
会議に附した議件	別紙議事日程のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成 28 年 第 12 回 月形町 農業 委員会 総会

平成 28 年 12 月 27 日

午後 3 時 30 分

月形町役場 委員会室

議 事 日 程			
番号	議案番号	件 名	摘要
1		議事録署名委員の氏名 番 委員 番 委員	
2		会期の決定	
3		会務報告	
4	報告第 47 号	農用地のあっせん申し出について（買受け 1 件）	P 1
5	報告第 48 号	農用地のあっせん申し出について（取り下げ 1 件）	P 2
6	報告第 49 号	農地の賃貸借の合意解約について（3 件）	P 3～5
7	報告第 50 号	農業経営改善計画の認定について（3 件）	P 6
8	報告第 51 号	農用地利用集積計画の変更届出について（1 件）	P 7
9	報告第 52 号	あっせん委員会報告について	P 8
10	報告第 53 号	農地所有適格法人からの報告について	P 9
11	議案第 31 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定 3 件）	P 10～12
12	議案第 32 号	農用地利用集積計画の決定について（所有権移転 3 件）	P 13～15
13	議案第 33 号	農用地利用配分計画（案）に関する意見について（1 件）	P 16

議長 多田正光	<p>只今の出席委員数は10名です。</p> <p>定数に達しました。会議規則第6条の規定により会議は成立いたしました。</p> <p>本日をもって招集された平成28年第12回月形町農業委員会総会を只今より開会いたします。(午後3時30分)</p> <p>議事日程はお手元に配付のとおりです。</p> <p>日程番号1番、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により、議長において、9番西川委員、10番渡辺委員の両君を指名いたします。</p> <p>日程番号2番、会期の決定をいたします。お諮りいたします。</p> <p>平成28年第12回月形町農業委員会総会は、12月27日、本日1日限りとしたしたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長 多田正光	<p>異議なしと認めます。よって、平成28年第12回月形町農業委員会総会は、12月27日、本日1日限りとすることに決定いたしました。</p> <p>日程番号3番、会務報告。会務報告はお手元に配付のとおりです。</p> <p>事務局より説明いたします。</p>
事務局 梅澤政仁	<p>平成28年11月29日から平成28年12月26日までの会務報告です。</p> <p>11月29日、平成28年第11回月形町農業委員会総会を、役場委員会室で10名の委員の出席により開催をいたしました。</p> <p>11月30日、平成28年度農業者年金加入推進セミナーを、東京都千代田区砂防会館で開催されました。当農業委員会から多田会長、私、佐藤主任が、更に月形町農業者年金協議会から直理事が出席をいたしました。</p> <p>12月1日、平成28年度全国農業委員会会長代表者集会在、東京都港区メルパーク東京ホールで開催されました。当農業委員会から多田会長、直会長代理、私、佐藤主任が出席をいたしました。</p> <p>12月2日、管内選出国會議員中央要請活動が、東京都千代田区永田町、衆議院議員会館で、渡辺孝一衆議院議員、稲津久衆議院議員への要請を行いました。当農業委員会から多田会長、直会長代理、私、佐藤主任が参加をいたしました。</p> <p>12月6日から7日にかけて、平成28年第4回月形町議会定例会が、役場議場で開催され、多田会長と私が出席をいたしました。一般質問並びに平成28年度各会計補正予算、条例改正、固定資産評価委員の選任及び要望意見書の審議等が行われました。</p> <p>12月9日、農業委員会法改正に係る町との打ち合わせが、役場応接室で行</p>

	<p>っております。町長の改選に伴い、改正農業委員会法の概要及び農業委員会委員定数条例等の改正・制定について説明のうえ、農業委員選任規則等について協議を行いました。農業委員会からは、多田会長、直会長代理、私、佐藤主任、町からは、上坂町長、堀副町長、古谷産業課長が出席をいたしました。</p> <p>12月15日、事前協議を農業委員会会議室で開催しました。賃貸借1件につきまして、協議・確認を行いました。直会長代理、中嶋委員が立会をされました。</p> <p>12月19日、農業会議平成28年度第9回常設審議委員会が、札幌市第2水産ビルで開催されました。多田会長が出席をされました。</p> <p>12月20日、農地移動適正化あっせん月形地区委員会が、役場委員会室で11名の委員の出席により開催をいたしました。利用権設定1件を審議いたしました。</p> <p>12月21日、事前協議を農業委員会会議室で開催いたしました。所有権移転2件、賃貸借1件につきまして、協議・確認を行いました。黒宮委員、福井委員、中嶋委員、渡辺委員、西川委員が立会されました。</p> <p>以上で会務報告の説明を終わります。</p>
議長 多田正光	<p>説明が終わりました。質問等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長 多田正光	<p>質問、ご意見がありませんので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>続きまして、日程番号4番、報告第47号。農用地のあっせん申し出について、買受け1件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 梅澤政仁	<p>議案書1頁をご覧ください。</p> <p>報告第47号、農用地のあっせん申し出について、買受け1件を上程しております。</p> <p>月形町農地移動適正化あっせん基準第7条第1項の規定により、下記の者から農用地の買受けの申し出があったので報告します。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>申出人〇〇〇〇さん。希望事項は記載のとおりですのでご参照をお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長 多田正光	<p>説明が終わりました。質問、ご意見ございませんか。</p>

議長 多田正光	<p>(なしの声あり)</p> <p>質問、ご意見がありませんので、以上で報告第47号を終わります。 続きまして、日程番号5番、報告第48号。農用地のあっせん申し出について、取り下げ1件を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 梅澤政仁	<p>議案書2頁をご覧ください。 報告第48号、農用地のあっせん申し出について、取り下げ1件を上程しております。 月形町農地移動適正化あっせん基準第7条第1項の規定により、下記の者より農用地の売り渡しの申し出がありましたが、取り下げの申し出があったので報告します。 本日の提出です。 申出人樺戸郡月形町□□□□、○○○○さん。土地、月形町□□□□、現況地目田7,618㎡。以下田の計16筆42,825.33㎡、合計1筆重複しておりますので15筆で42,825.33㎡。 以上で説明を終わります。</p>
議長 多田正光	<p>説明が終わりました。質問、ご意見ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長 多田正光	<p>質問、ご意見がありませんので、以上で報告第48号を終わります。 続きまして、日程番号6番、報告第49号。農地の賃貸借の合意解約について、3件を議題といたします。 なお、借主同一人のため、番号1番から3番まで一括説明させていただきます。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 梅澤政仁	<p>議案書3頁をご覧ください。 報告第49号、農地の賃貸借の合意解約について、3件を上程しております。 下記の者から、農地の賃貸借を合意解約した通知がありましたので報告します。 本日の提出です。 番号1、通知者、貸主樺戸郡月形町□□□□、○○○○さん。借主○○○ ○さん。解約した土地、月形町字知来乙□□□□、現況地目田1,396㎡。以下田の計、合計ともに6筆68,243㎡。</p>

	<p>権利区分賃貸借、農業経営基盤強化促進法。契約年月日、平成26年4月27日。契約期間、平成26年4月27日から平成36年4月26日までの10年間。合意解約が成立した日、合意解約を行う日、解約通知日ともに、平成28年12月9日。説明資料の2頁に所在図を添付しておりますのでご参照をお願いいたします。</p> <p>本件につきましては、農地保有合理化事業による、所有権移転のための合意解約です。</p> <p>議案書4頁をご覧ください。</p> <p>報告第49号、番号2。通知者、貸主樺戸郡月形町□□□□、○○○○さん。借主○○○○さん。解約した土地、月形町字篠津原野□□□□、現況地目田3,927㎡。以下田の計、合計ともに4筆93,799㎡。権利区分賃貸借、農業経営基盤強化促進法。契約年月日、平成24年3月28日。契約期間、平成24年3月28日から平成33年11月30日までの10年間。合意解約が成立した日、合意解約を行う日、解約通知日ともに、平成28年12月9日。説明資料の3頁に所在図を添付しておりますのでご参照をお願いいたします。</p> <p>本件につきましては、農地保有合理化事業による、所有権移転登記のための合意解約です。</p> <p>議案書5頁をご覧ください。</p> <p>報告第49号、番号3。通知者、貸主樺戸郡月形町□□□□、○○○○さん。借主○○○○さん。解約した土地、月形町字篠津原野□□□□、現況地目田6,284㎡。以下田の計7筆82,788㎡、畑の計1筆4,167㎡、合計8筆86,955㎡。権利区分賃貸借、農業経営基盤強化促進法。契約年月日、平成24年3月28日。契約期間、平成24年3月28日から平成33年11月30日までの10年間。合意解約が成立した日、合意解約を行う日、解約通知日ともに、平成28年12月9日。説明資料の4頁に所在図を添付しておりますのでご参照をお願いいたします。</p> <p>本件につきましては、農地保有合理化事業による、所有権移転のための合意解約です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長 多田正光	説明が終わりました。質問、ご意見ございませんか。
議長 多田正光	<p>(なしの声あり)</p> <p>質問、ご意見がありませんので、以上で報告第49号を終わります。続きまして、日程番号7番、報告第50号。農業経営改善計画の認定について、3件を議題といたします。</p>

<p>事務局 梅澤政仁</p>	<p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案書6頁をご覧ください。</p> <p>報告第50号、農業経営改善計画の認定について、3件を上程しております。農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による、農業経営改善計画の認定について、下記の者が認定されたので報告します。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>1、認定農業者〇〇〇〇さん、再認定、ほか2件です。認定番号、認定年月日、認定の有効期限につきましては記載のとおりです。</p> <p>2、通知文としまして、説明資料の5頁から6頁にかけまして町からの認定通知書の写しを添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 多田正光</p>	<p>説明が終わりました。質問、ご意見ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
<p>議長 多田正光</p>	<p>質問、ご意見がありませんので、以上で報告第50号を終わります。</p> <p>続きまして、日程番号8番、報告第51号。農用地利用集積計画書の変更届出について、1件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局 梅澤政仁</p>	<p>議案書7頁をご覧ください。</p> <p>報告第51号、農用地利用集積計画書の変更届出について、1件を上程しております。</p> <p>下記のとおり農用地利用集積計画書の変更届出があったので報告します。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>届出内容、貸主樺戸郡月形町□□□□、〇〇〇〇さん。借主樺戸郡月形町□□□□、〇〇〇〇さん。計画番号、平成26年第14号。変更事項、存続期間について、終期を平成29年11月30日に変更。届出年月日、平成28年12月9日。説明資料の7頁に所在図を添付しておりますのでご参照をお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 多田正光</p>	<p>説明が終わりました。質問、ご意見ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>

議長 多田正光	<p>質問、ご意見がありませんので、以上で報告第51号を終わります。 続きまして、日程番号9番、報告第52号。あっせん委員会報告についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 梅澤政仁	<p>議案書8頁をご覧ください。 報告第52号、あっせん委員会報告について。 あっせん委員会より月形町農地移動適正化あっせん基準に基づき、あっせん結果の通知がありましたので報告します。 本日の提出です。 1、あっせん結果。 番号1、あっせん内容。申出人樺戸郡月形町□□□□、○○○○さん。申出年月日・内容、再貸付。対象地、樺戸郡月形町□□□□、他9筆、合計95,091㎡。相手方、○○○○さん。 あっせん結果、協議年月日・結果、平成28年11月28日、成立。契約の種類、賃貸借。賃貸期間、平成28年12月28日から平成33年11月30日までの5年間。賃借料、△△△△円。あっせん委員、小野委員、鹿嶋委員。 2、通知文としまして、説明資料の8頁にあっせん委員会からの報告書の写しを添付しておりますのでご参照をお願いいたします。 以上で説明を終わります。</p>
議長 多田正光	<p>説明が終わりました。質問、ご意見ございませんか。 (なしの声あり)</p>
議長 多田正光	<p>質問、ご意見がございませんので、以上で報告第52号を終わります。 続きまして、日程番号10番、報告第53号。農地所有適格法人からの報告についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 梅澤政仁	<p>議案書9頁をご覧ください。 報告第53号、農地所有適格法人からの報告について。 農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人から事業の状況等の報告がありましたので、次のとおり報告します。 本日の提出です。 説明資料の9頁に報告一覧表を添付しておりますのでご参照をお願いいたします。 農地法第6条の規定により、農地所有適格法人が農地等を所有、又は法人</p>

	<p>以外の者が所有する農地等を借入れ、耕作等を行っている場合は、農林水産省令で定める期間内に、毎年法人の事業の状況など定められた事項を農業委員会に報告しなければなりません。</p> <p>また、農地法施行規則第58号の規定により、農業委員会への報告は、毎事業年度の終了する決算月から3ヶ月以内に、必要な事項を記載した報告書を法人が現に所有、又は賃貸借などにより使用及び耕作している農地等の所在地を管轄する農業委員会に提出しなければなりません。</p> <p>なお、期限内に報告書の提出がない場合、又は虚偽の報告をした場合は、農地法第68条の規定により、30万円以下の過科に処されることになります。</p> <p>ただし、研修会などでの北海道農業会議からの説明で、過料の手続きの前に、報告のない法人に対し、督促などを行ない可能な限り報告書の提出を求めよう指導があります。</p> <p>本件は、法人設立後、決算月が終了する、又は終了した法人に対し、3月に報告書を提出するよう通知をした町内17法人の報告状況の一覧で、決算日から3ヶ月を過ぎ報告のあった法人もありますが、農業会議の指導のとおり、督促書及び催告書による通知により、全ての法人からの報告書の提出がありました。</p> <p>なお、平成29年から〇〇〇〇が報告書を提出することになります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長 多田正光	<p>説明が終わりました。質問、ご意見ございませんか。</p>
	<p>(なしの声あり)</p>
議長 多田正光	<p>質問、ご意見がありませんので、以上とさせていただきます。</p> <p>続きまして、日程番号11番、議案第31号。農用地利用集積計画の決定について、利用権設定3件を議題といたします。</p> <p>番号1番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 梅澤政仁	<p>議案書10頁をご覧ください。</p> <p>議案第31号、農用地利用集積計画の決定について、利用権設定3件を上程しております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記の農用地利用集積についての決定の議決を願います。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>番号1、権利区分賃貸借権。貸主樺戸郡月形町□□□□、〇〇〇〇さん。借主〇〇〇〇さん。申出理由並びに借主の経営状況は記載のとおりです。申出地、樺戸郡月形町□□□□、現況地目畑4,965㎡。</p>

	<p>以下田の計7筆86,789㎡、畑の計3筆8,302㎡、合計1筆重複しておりますので9筆95,091㎡。希望事項、賃借料総額、△△△△円。10a当賃借料は記載のとおりです。設定期間、平成28年12月28日から平成33年11月30日までの5年間。説明資料の10頁に所在図を添付しておりますのでご参照をお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長 多田正光	<p>番号1番の説明が終わりました。質疑ご意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長 多田正光	<p>なしと認めます。よって、議案第31号、番号1番は、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長 多田正光	<p>異議がございませんので、議案第31号、番号1番は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、同じく議案第31号、番号2番を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 梅澤政仁	<p>議案書11頁をご覧ください。</p> <p>議案第31号、番号2、権利区分賃借権。貸主〇〇〇〇さん。借主樺戸郡月形町□□□□、〇〇〇〇さん。申出理由並びに借主の経営状況は記載のとおりです。申出地、樺戸郡月形町字市南□□□□、現況地目畑2,324㎡。以下田の計7筆64,310㎡、畑の計1筆2,324㎡、合計8筆66,634㎡。希望事項として、賃借料総額△△△△円。10a当賃借料は記載のとおりです。設定期間、平成28年12月28日から平成33年10月26日までの5年間。説明資料の11頁から12頁にかけて所在図を添付しておりますのでご参照をお願いいたします。</p> <p>本件は、8月あっせん委員会において、あっせんの調整が困難であり、地域の担い手への農地利用集積を図るため、農地中間管理機構である〇〇〇〇へ9月総会において買入協議の要請の議決後、10月総会において農地保有合理化事業により、前所有者から〇〇〇〇への買入の議決を得たものです。</p> <p>所有権移転を行った対象地を今般、担い手農家による利用権を設定するため、本件を上程しました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長 多田正光	<p>番号2番の説明が終わりました。質疑ご意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長 多田正光	<p>なしと認めます。よって、議案第31号、番号2番は原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長 多田正光	<p>異議がございませんので、議案第31号、番号2番は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、同じく議案第31号、番号3番を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 梅澤政仁	<p>議案書12頁をご覧ください。</p> <p>議案第31号、番号3、権利区分賃借権。貸主樺戸郡月形町□□□□、○○○○さん。借主○○○○さん。申出理由並びに借主の経営状況は記載のとおりです。申出地、樺戸郡月形町字南耕地□□□□の内、現況地目田6,669㎡。以下田の計、合計ともに4筆48,529㎡。希望事項、賃借料総額、△△△△円。10a当賃借料は記載のとおりです。設定期間、平成28年12月28日から平成38年12月27日までの10年間。説明資料の13頁から14頁にかけまして所在図を添付しておりますのでご参照をお願いいたします。</p> <p>本件は、農地中間管理事業により、土地所有者から農地中間管理機構である○○○○に対し、対象地の貸付けを行うためのものです。</p> <p>町から、本年11月28日付けで○○○○に対し貸付け希望の申し出を行い、12月5日付けで○○○○から農地中間管理事業による農用地の借入れの決定及び農用地利用集積計画作成の申出がありました。</p> <p>このため、12月9日付けで集積計画の同意の依頼をし、12月12日付けで○○○○より同意を得ましたので、農業委員会の議決を得るため上程したものです。</p> <p>なお、本件につきましては、10月31日に○○○○担当職員により、現地確認を行っております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長 多田正光	<p>番号3番の説明が終わりました。質疑ご意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>

議長 多田正光	<p>なしと認めます。よって、議案第31号、番号3番は、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長 多田正光	<p>異議がございませんので、議案第31号、番号3番は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、日程番号12番、議案第32号。農用地利用集積計画の決定について、所有権移転3件を議題といたします。</p> <p>なお、番号1番から3番につきましては、農地保有合理化事業のため一括説明させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 梅澤政仁	<p>議案書13頁をご覧ください。</p> <p>議案第32号、農用地利用集積計画の決定について、所有権移転3件を上程しております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記の農用地利用集積についての決定の議決を願います。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>番号1、権利区分所有権。譲渡人樺戸郡月形町□□□□、○○○○さん。譲受人○○○○さん。申出理由並びに譲受人の経営状況は記載のとおりです。申出地、樺戸郡月形町字知来乙□□□□、現況地目田1,396㎡。以下他の計、合計ともに7筆85,440㎡。対価、△△△△円。所有権移転時期、平成28年12月28日。引渡の時期、対価の支払日。支払期限、平成29年2月14日。備考欄は記載のとおりです。説明資料の15頁に所在図を添付しております。</p> <p>議案書14頁をご覧ください。</p> <p>議案第32号、番号2、権利区分所有権。譲渡人樺戸郡月形町□□□□、○○○○さん。譲受人○○○○さん。申出理由並びに借主の経営状況は記載のとおりです。申出地、樺戸郡月形町字篠津原野□□□□、現況地目田3,927㎡。以下田の計、合計ともに4筆93,799㎡。対価、△△△△円。所有権移転時期、平成28年12月28日。引渡の時期、対価の支払日。支払期限、平成29年2月14日。備考欄は記載のとおりです。説明資料の16頁に所在図を添付しておりますのでご参照をお願いいたします。</p> <p>議案書15頁をご覧ください。</p> <p>議案第32号、番号3、権利区分所有権。譲渡人樺戸郡月形町□□□□、○○○○さん。譲受人○○○○さん。</p>

	<p>申出理由並びに借主の経営状況は記載のとおりです。申出地、樺戸郡月形町字篠津原野□□□□、現況地目田6,284㎡。以下田の計、合計ともに7筆82,788㎡。対価、△△△△円。所有権移転時期、平成28年12月28日。引渡の時期、対価の支払日。支払期限、平成29年2月14日。備考欄は記載のとおりです。説明資料の17頁に所在図を添付しておりますのでご参照をお願いいたします。</p> <p>本件、番号1から番号3は、農地保有合理化事業により、農地中間管理機構であります〇〇〇〇への所有権移転の議件です。</p> <p>9月20日開催のあっせん委員会で、あっせんの調整が困難であり、将来的に地域の担い手への農用地利用を図るため、農地中間管理機構である〇〇〇〇による買入が必要となり、11月総会におきまして、農地中間管理事業の特例事業である農地保有合理化事業によります、町への買入協議の実施要請の議決をしております。</p> <p>今般、12月13日付けで、〇〇〇〇から買入協議の承諾を得ましたので、〇〇〇〇への所有権移転のため、本件、番号1から番号3を上程いたしました。</p> <p>今後、対象地の地目変更登記などを行った後、〇〇〇〇へ所有権移転登記を行い、平成29年2月14日までに土地代金が〇〇〇〇から現所有者へ支払われ、3月総会で担い手農家への利用権設定の議案上程を予定しております。</p> <p>また、対象地の現地確認は、7月12日と9月28日に〇〇〇〇担当職員と農業委員会事務局で行っております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長 多田正光	<p>番号1番から3番までの説明が終わりました。質疑ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(なしの声あり)</p>
議長 多田正光	<p>なしと認めます。よって、議案第32号、番号1番から3番までは原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長 多田正光	<p>異議がございませんので、議案第32号、番号1番から3番までは原案のとおり可決されました。</p>
	<p>続きまして、日程番号13番、議案第33号。農用地利用分配計画(案)に関する意見について、1件を議題といたします。</p>
	<p>事務局より説明をお願いします。</p>

<p>事務局 梅澤政仁</p>	<p>議案書16頁をご覧ください。</p> <p>議案第33号、農用地利用配分計画(案)に関する意見について、1件を上程しております。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、月形町から意見を求められた下記の農用地利用配分計画(案)について審議願います。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>権利区分賃借権、貸主〇〇〇〇さん。借主〇〇〇〇さん。申出理由並びに借主の経営状況は記載のとおりです。申出地、樺戸郡月形町字南耕地〇〇〇〇の内、現況地目田6,669㎡。以下田の計、合計ともに4筆48,529㎡。希望事項、賃借料総額、△△△△円。10a当賃借料は記載のとおりです。設定期間、平成29年2月23日から平成38年12月27日までの10年間。説明資料の18頁に所在図、19頁に農用地利用配分計画(案)に係る農業委員会の意見(案)を添付しておりますのでご参照をお願いいたします。</p> <p>本件は、議案第31号、番号3で、農地中間管理事業により土地所有者から農地中間管理機構である〇〇〇〇に対し、対象地の貸付けについての承認の議決を得たものを、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、〇〇〇〇から地域の担い手法人へ同事業による農地利用配分計画を定めるに際し、農地中間管理事業規定第9条の規定により、農業委員会の同意の意見が必要なため、本件を上程いたしました。</p> <p>なお、農地中間管理事業の手続きの関係から、〇〇〇〇への貸付け並びに〇〇〇〇から担い手法人への貸付けを同日で行なう必要があるため、本日の総会でご審議をお願いするものです。</p> <p>今後につきましては、平成29年2月下旬に道の審査終了後、10年間の利用権が設定される予定です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 多田正光</p>	<p>議案第33号の説明が終わりました。</p> <p>渡辺委員は除斥の対象となりますので、退席願います。</p> <p>暫時休憩します。(午後4時11分)</p> <p>渡辺委員 退室(午後4時11分)</p>
<p>議長 多田正光</p>	<p>休憩以前に遡り会議を再開致します。(午後4時12分)</p> <p>議案第33号につきまして、質疑ご意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>

議長 多田正光	なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
議長 多田正光	異議がございませんので、議案第33号は原案のとおり可決されました。暫時休憩します。(午後4時12分) 渡辺委員 入室(午後4時12分)
議長 多田正光	休憩以前に遡り会議を再開致します。(午後4時13分) 以上をもちまして、本総会に附議された全ての議件が終了いたしました。以上を以って平成28年第12回月形町農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労様でした。(午後4時13分)